説明資料

[納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について]

令和元年8月21日(水) 総務省

地方税における納税環境整備の取組状況

情報通信技術の進展等を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化等、ひいては適正かつ公平な課税の実現を図るため、地方税の電子化を進め、納税環境を整備していく。

eLTAX等を活用した「全国統一的な対応」の充実

- 複数団体にわたって経済活動を行う者(法人)は、複数に申告・納税 を行う必要から全国共通の電子インフラであるeLTAX等を活用し、全 国統一的な対応・取扱いを充実させていくことが一層求められる。
- 平成22年からeLTAXにおいて、全ての地方団体が接続。eLTAXを安定かつ安全に運営するための措置(地方税共同機構の設立等)を講じつつ、令和元年10月からは統一的なシステムとして、「地方税共通納税システム」が導入され、稼働予定。
- 自動車(登録車)保有関係手続のワンストップサービス(OSS)は、令和元年度中に44団体が稼働となり、全ての都道府県での稼働に向けて引き続き取り組む。

ICTによる収納手段の多様化

- コンビニ納税(平成15年度改正)やクレジットカード納付(平成18年度 改正)などの制度改正により、個人向け税目の収納手段の多様化が 図られており、納税者の利便性は格段に向上。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。
- スマートフォンやタブレット型端末の普及など、個人を取り巻く<u>ICT環境は大きく変化している。こうした変化に対応し、また、これらの機器</u>を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

法人の申告・納税の事務負担を軽減・効率化

- ・ 従来から可能であった電子申告に加え、「地方税共通納税システム」 によって、電子納税を可能とし、申告・納税の事務を一括してオンライ ン化することで、法人(納税義務者、特別徴収義務者)の税務事務負 担を、大幅に軽減・効率化。
- 令和元年10月の地方税共通納税システムの導入をきっかけに、<u>地方</u> 法人二税の電子申告率(平成30年度69.9%)の更なる向上を見込む。
- 固定資産税(償却資産)について、eLTAXにおける複数市町村への <u>一括申告の拡大、納税者がエラーチェックしやすくなる機能強化等の</u> 改善を図るなど、納税者の利便性の向上を進め、電子申告しやすい 環境整備に取り組む。

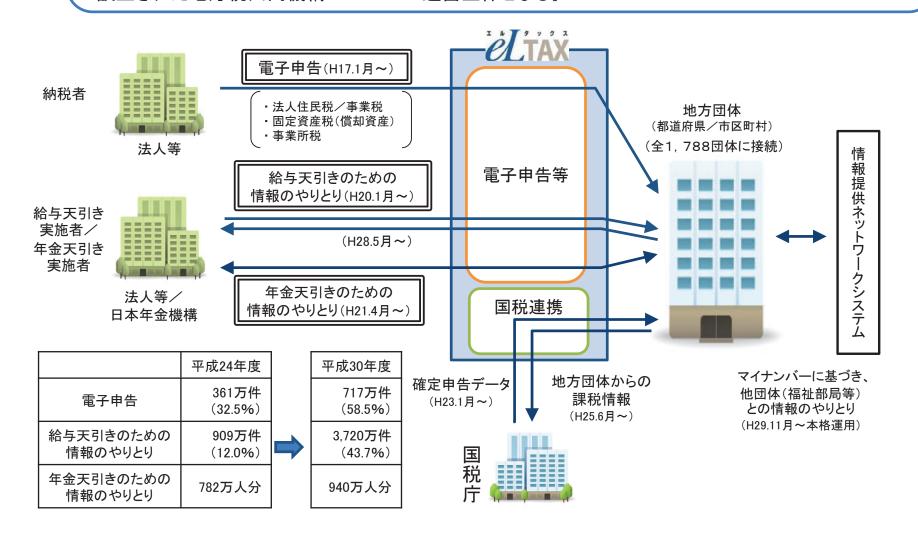
国税・地方税間の情報連携の更なる推進

- 地方団体及び国税当局間においては、<u>所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報</u>について、<u>eLTAXを通じて国税当局から地方団体に送信</u>されており、これらの課税資料を活用することにより、課税の適正化に資する。
- 市区町村から国税当局に送信される<u>扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から一層の取組強化。</u>
- 情報連携について、共通入力事務の重複排除や法人納税者の開廃 業・異動時に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化等、更なる 取組を推進。

eLTAX(エルタックス)について

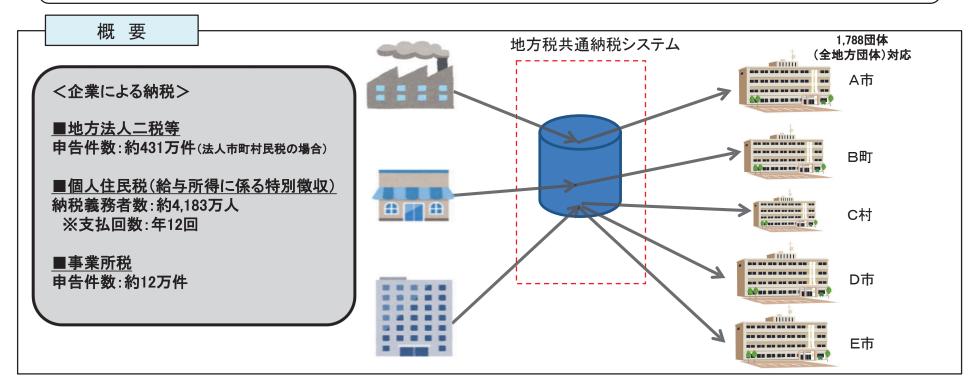
平成31年4月24日 政府税調「説明資料」を改訂

- eLTAXは、地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。
 - ※ e-Tax(国税の電子申告のためのシステム)は国税庁が管理・運営
- 〇 平成31年4月1日からは、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織として 設立された地方税共同機構がeLTAXの運営主体となる。



平成31年4月24日 政府税調「説明資料」

- <u>法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、</u>またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、<u>地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。</u>
- 〇 eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。 <u>令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入</u>され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が 可能となることから、<u>法人の事務負担は大き〈軽減される見込み。</u>
 - ※ 当面の対象税目:法人事業税・住民税、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)、事業所税



- ※ eLTAX(地方税のポータルシステム)が安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について、以下のとおり措置。
- 1. eLTAXの運営主体について、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織(地方共同法人)として、平成31年4月1日に地方税共同機構が設立。
- 2. 意思決定機関である代表者会議は、知事会、市長会、町村会が任命する地方代表者3名及び学識経験者3名で構成され、地方税共同機構の予算及び事業計画は大臣への事後的な届出が必要。
- 3. eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令を規定。
- 4. eLTAXの運営主体の役職員に対し、秘密保持義務を規定。

地方税共通納税システムにおける主な導入メリット

平成31年4月24日 政府税調「説明資料」

主な導入メリット

納税者

- 対象税目について、令和元年10月から、すべての地方団体に対して電子納税可能に。
- 複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能に。
- ダイレクト納付※についても、対応。(インターネットバンキングにおける振込権限を税理士等に任せることについて、躊躇しがちな法人の利用拡大に繋がると期待)
- ・ ダイレクト納付・インターネットバンキングによる振込のいずれにおいても、自社の取引金融機関 口座(納付先地方団体の収納代理金融機関等に限らない)から直接納付が可能に。
 - ※ ダイレクト納付とは、納税者が予め金融機関口座を登録した上で、eLTAX上での電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式

地方団体及び 指定金融機関・ 収納代理金融 機関

- 窓口来訪者の減少による、窓口業務の負担軽減。
- 領収済通知書のパンチ入力作業の減少。
- 1件あたりの収納手数料は納付先団体数に関わらず定額であるため、地方団体が負担する 手数料負担は減少。
- 納付書の印刷費・封入作業・郵送費の減少。

ダイレクト納付のイメージ 地方税共通納税システム 納付情報 地方団体A 申告 地方団体B 納税者 納付情報の確認 地方団体C 支払操作 分割•振込 納付指示 各地方団体の 指定金融機関口座 納付 ※事前登録要 eLTAXの共通口座 納税者の口座

ICTによる収納手段の多様化

- 〇 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税(平成15年度)、クレジットカード納付(平成18年度) など累次の制度改正により、収納手段は多様化しており、特に、個人向けの利便性は向上。
 - ※ 例えば、コンビニ納税には、平成29年度時点で、全ての都道府県、7割弱の市町村が対応している。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。個人を取り巻くICT環境の変化に対応し、また、普及が進んでいるスマートフォンやタブレット型端末を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

<平成29年度における収納手段の状況>

		口座振替	コンビニ収納	クレジット カード納付	ペイジー (MPN)
却	対応団体	47団体	47団体	40団体	31団体
都道府県	利用件数	784万件	2,159万件	154万件	773万件
県 	利用件数における 平成24年度との比較	1.1倍	1.32倍	6.42倍	1.43倍
市区町	対応団体	1,736団体	1,179団体	196団体	67団体
	利用件数	1億2,630万件	7,890万件	54万件	275万件
村	利用件数における 平成24年度との比較	1.06倍	1.63倍	9倍	2.59倍

[※] ペイジーによる納付とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶ『マルチペイメントネットワーク(MPN)』を活用して、パソコンやスマートフォンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。

税務手続の電子化に係る今後の取組・課題等(主なもの)

1. 地方税共通納税システム関係

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
地方税共通納税システムの導入	 ・地方税の電子納税は、個別団体による対応 ・費用対効果の問題等から、地方団体ごとの電子納税の対応は普及していない 	・eLTAXを活用した地方税共通納税システムを導入し、全地方団体が電子納税に対応 ・対象税目は、地方法人二税等、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)、事業所税 【令和元年10月~】 ・成長戦略フォローアップに基づき、各税目の納税実態、課税側(地方団体)・納税側双方の意見、地方税共通納税システムの利用状況等を踏まえつつ、利用可能税目の拡大【順次実施】 (参考)成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日 閣議決定)2.フィンテック/金融分野iv)金・商流連携等に向けたインフラの整備税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。一地方税の電子化の推進について、2019年10月から地方法人二税等を対象に地方税共通納税システムを運用開始するとともに、地方公共団体の理解を得ながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る。

2. 電子申告等関係

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
申告データの円 滑な電子提出 のための環境	・地方法人二税、固定資産税(償却資産)、個人住民税 (特徴)等の電子申告(電子的提出)については、平成 27年度までに全地方団体が対応済み	・法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除 【令和2年3月~】
整備	・法人・個人事業主への更なる普及が課題	・添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出) 【令和2年4月~】
	・法人の電子申告の際の認証手続の簡便化 【平成30年4月~】	・国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化 【令和2年4月~】
企業が行う手続 のオンライン・ワ ンストップ化	<法人設立オンライン・ワンストップ> ・法人設立に当たり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施	・登記後の手続のオンライン・ワンストップ化を実現【令和元年度中】
		・登記手続も含め、全手続のオンライン・ワンストップ化を実現【令和2年度中】
	<企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・ 税手続のオンライン・ワンストップ> ・税、年金等の手続を個別に実施	・ロードマップ(※)を踏まえ、地方税については、特別徴収に 係る給与所得者異動届出書等の6手続についてワンストッ プ化を実現 【令和2年11月~】
		・「最終整理」(※)においては、クラウドを活用したワンスオンリー化や、BPRを含めた企業保有情報の新しい提出方法(例えば、クラウドに保管されている情報を各行政機関がデータ参照する仕組み)に係るシステム構築計画を推進することを検討することとされており、これらの仕組みが構築されることを前提に税務手続についても活用を検討【令和3年度後半以降~】
		(※)「最終整理」とは、「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理(2019年(平成31年)4月18日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」をいい、「ロードマップ」とは、当該「最終整理」の別添資料をいう。

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化	・書面により、特別徴収税額通知(納税義務者用)を 送付	・eLTAXを利用して、特別徴収税額通知(納税義務者用)を特別徴収義務者に電子的に送信して納税義務者が取得できるようにする仕組みを構築
		・給与支払報告書(企業→市区町村)の電子的提出率の向上に併せて、特別徴収税額通知の電子的送信の拡大を検討【順次実施】
		(参考)成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日 閣議決定) I. Society 5.0の実現 5. スマート公共サービス (2)新たに講ずべき具体的施策 i)個人、法人による手続の自動化 ③ 税・社会保険手続の電子化・自動化 ・ 個人住民税の特別徴収税額通知書(納税義務者用)については、地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ながら進めることに留意しつつ、全ての市町村における電子的通知の実現に向けて検討し、早期に結論を得る。

3. その他

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
eLTAXの利便性 向上	・eLTAXの機能改善など更なる利便性向上が課題	・異動届出書提出時の利用者情報への自動反映を実現 ・メッセージボックスの閲覧方法を改善(eLTAXソフトWEB版の機能拡充及びスマートフォン版の導入) ・利用可能文字を拡大 ・eLTAX受付時間の更なる拡大 【令和元年9月~】
		・利用満足度に係るアンケートを実施 【随時実施】